

業務改善助成金の運用見直し

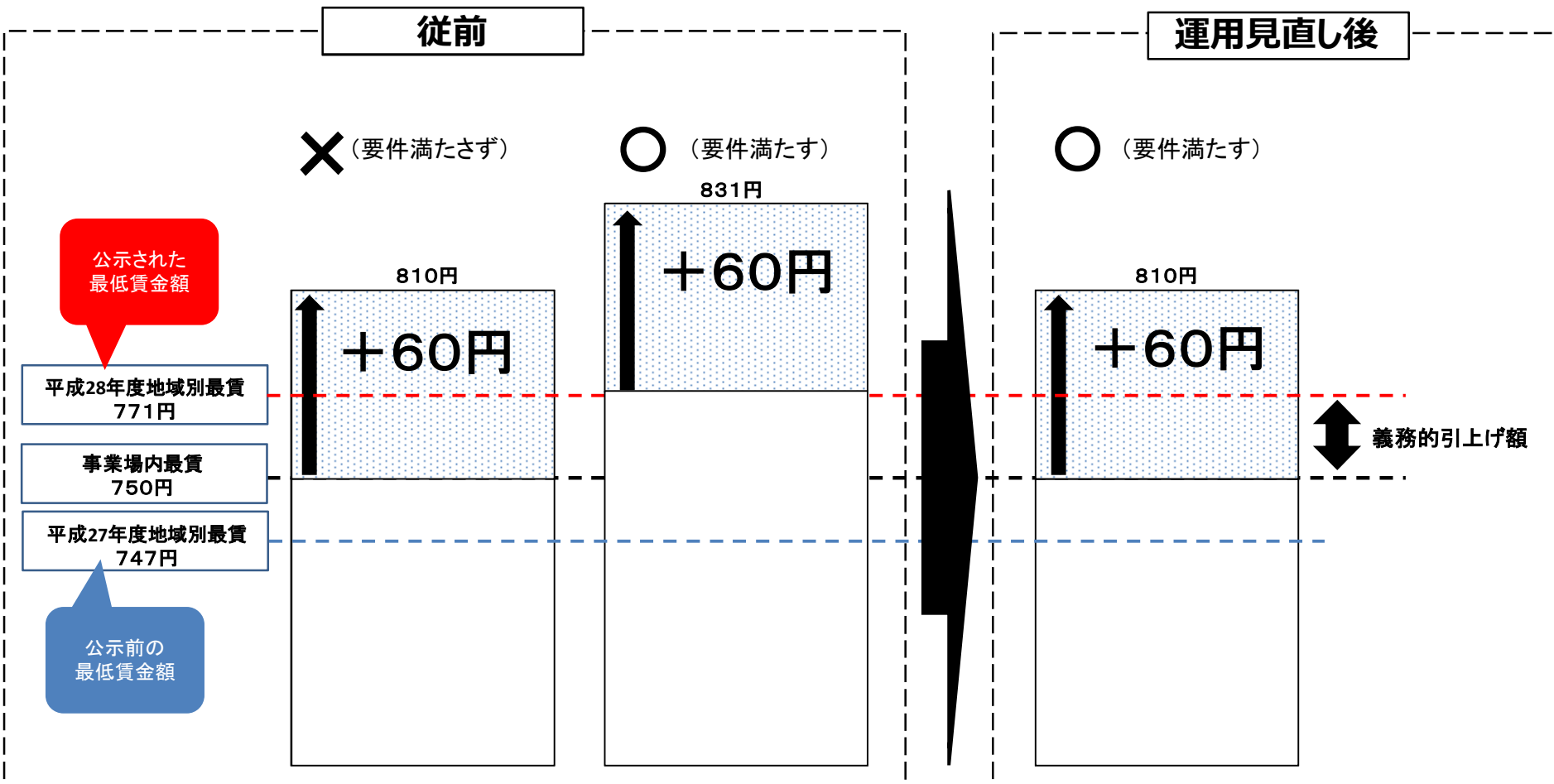
(例) 茨城県A事業場

茨城県の地域別最低賃金 平成27年度：747円 ➡ 平成28年度：771円 (+24円)

(9月1日公示、10月1日発効予定)

A事業場の事業場内最低賃金「750円」で、60円引き上げる場合の例

9月1日（公示日）～9月30日（発効日前日）までに賃金を引き上げた場合



※助成の対象となるには、賃金の引上げかつ業務改善（労働能率の増進に資する設備・器具の導入等）を行う必要があります。
※本助成金は設備・器具等の導入に要した経費の一部を補助するものです。